

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「放置」、「放置自動車」、「所有者等」、「公共の場所」、「廃物」又は「処分等」とは、それぞれ条例第2条に規定する放置、放置自動車、所有者等、公共の場所、廃物又は処分等をいう。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第2号に規定する相当の期間は、10日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定に基づき調査対象自動車(条例第8条第1項に規定する調査対象自動車をいう。以下同じ。)について調査を依頼しようとする土地所有者等(条例第9条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)は、大分市調査対象自動車調査依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(調査書及び警告書)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により調査対象自動車について調査をしたときは、大分市調査対象自動車調査書(様式第2号)を作成するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する警告書は、大分市放置自動車警告書(様式第3号)とする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(撤去勧告書)

第7条 市長は、条例第12条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告するときは、大分市放置自動車撤去勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(撤去命令書)

第8条 市長は、条例第13条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう命令するときは、大分市放置自動車撤去命令書(様式第6号)により行うものとする。

(条例第14条第1項の市長が定める期間)

第9条 条例第14条第1項に規定する市長が定める期間は、7日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(廃物認定等)

第10条 市長は、条例第15条第3項の規定による告示を行った日から起算して14日を経過したときは、同条第1項又は第2項の規定による廃物としての認定を行うことができる。

2 条例第15条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 放置自動車が存在する場所(条例第14条第1項の規定に基づき当該放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)

(2) 放置自動車の形態等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(廃物認定外放置自動車の告示)

第11条 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃物認定外放置自動車(条例第17条第1項に規定する廃物認定外放置自動車をいう。以下同じ。)が存在する場所(条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)

(2) 廃物認定外放置自動車の形態等

(3) 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、当該移動し、保管した年月日及び保管場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、廃物認定外放置自動車の引取りを促すために市長が必要と認める事項

(引取通知書)

第12条 市長は、条例第19条の規定により放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を引き取るよう通知するときは、大分市保管放置自動車引取通知書(様式第7号)により行うものとする。

(引取手続)

第13条 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき移動し、保管されている放置自動車を引き取ろうとする者は、大分市保管放置自動車引渡請求書(様式第8号)に引渡しを受けるべき所有者等であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において放置自動車を引き取ろうとする者が当該放置自動車の所有者等であることを確認したときは、当該放置自動車の引取年月日を指定し、大分市保管放置自動車引換証兼受領

書(様式第9号)を当該所有者等に対し交付するものとする。

- 3 市長は、前項の引換証兼受領書を持参した所有者等に対し、放置自動車の保管場所において、当該引換証兼受領書と引換えに当該放置自動車を引き渡すものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、条例第20条の規定に基づき放置自動車の移動等に要した費用を請求するときは、大分市放置自動車移動等費用請求書(様式第10号)により行うものとする。

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼)

第15条 条例第21条の規定に基づき公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼をしようとする当該場所の土地所有者等は、大分市公共の場所以外放置自動車処分等依頼書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委員会の委員長)

第16条 条例第22条第1項に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議及び議事)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(平30規則8・一部改正)

(委員長への委任)

第19条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(記録台帳)

第20条 市長は、大分市放置自動車処理記録台帳(様式第12号)を備え、放置自動車に対する処理状況を記録するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

大分市調査対象自動車調査依頼書

年 月 日

大分市長 殿

住 所  
氏 名 (印)  
(記名押印又は署名)  
電話番号

私の所有(占有・管理)地に、自動車が放置されていると思料するので、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり調査を依頼します。

調査の依頼場所 (調査対象自動車が 存する場所)		
事実発生年月日	年 月 日 時頃	
土地所有者の氏名 (依頼者と同一の場 合は、記入不要です。 )		
調査対象自動車の形 態等	自動車登録番号 又は車両番号	
	メーカー名	
	自動車名	
	その他 (種別、塗色、機 能の損傷の程度 等)	
この依頼に基づく調査のために、調査対象自動車が存する土地に立ち入ることについて、承諾します。		

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

大分市調査対象自動車調査書

担当部課	部 課				受付番号			
通報又は依頼 年 月 日	年 月 日			通 報 者	住所			
通報又は依頼 の 内 容					氏名			
					電話番号			
調査年月日	年 月 日			調査担当者				
放置 場所	所在地							
	土地所有者等							
区 分	市道( )公園( )市管理施設( )							
	国等管理地( )公共団体管理地( )その他( )							
放置自動車 の形態等	メーカー名			自動車登録番号 又は車両番号				
	自動車名			車台番号				
	種 別			自動車検査証の 有効期限				
	塗 色			そ の 他				
走行に必要な主な機能の状況					付 属 機 能 の 状 況			
装 置	無し	破損	腐食	不明等	付 属 機 能	無し又は大破	中 破	小 破
エンジン					車 体			
トランス ミッション					塗 装 の 状 態			
ラジエーター					バンパー(前後)			
ハンドル					サイドミラー			
座 席					エンジンルーム			
タ イ ヤ					ガラス(前後)			
放置されている状況					サイドガラス			
汚れ、あか、埃等の 状態					照明灯(前後)			
内部に捨てられている ゴミの状態					計 量 類			
管理又は使用の形跡					室 内 の 状 況			
条 例 の 適 用		<input type="checkbox"/> 適用可 <input type="checkbox"/> 適用不用			写 真 撮 影			
備 考								

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

様式第3号(第5条関係)

大分市放置自動車警告書

この自動車の所有者等は、至急、この自動車を撤去する等適正な処理をしてください。  
適正な処理をしないときは、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する  
条例の規定に基づき、市において処分等を行うことがあります。この場合においては、  
所有者等に対し、処分等に要した費用を請求します。なお、この自動車の所有者等に心  
当たりのある方は、市へ御連絡ください。

年 月 日

大分市長



連絡先 大分市 部 課  
電話番号

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

様式第4号(第6条関係)

		第	号
身 分 証 明 書			
所属			
職	氏名		
		年	月 日生
<p>上記の者は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号)第11条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
		年	月 日
大分市長			印

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市放置自動車撤去勧告書

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第12条の規定に基づき、次のとおり放置自動車を撤去するよう勧告します。

1 放置自動車の形態等

放 置 場 所			
メ ー カ ー 名		自 動 車 名	
種 別		塗 色	
自動車登録番号 又は車両番号		車台番号	
そ の 他			

2 撤去期限 年 月 日

様式第6号(第8条関係)

(平17規則27・平28規則32・一部改正)

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市放置自動車撤去命令書

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条の規定に基づき、次のとおり放置自動車を撤去するよう命じます。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第23条及び第24条の規定により、罰金に処せられることがあります。

1 放置自動車の形態等

放 置 場 所			
メ ー カ ー 名		自 動 車 名	
種 別		塗 色	
自動車登録番号 又は車両番号		車台番号	
そ の 他			

2 撤去期限 年 月 日

3 教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があった日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。



様式第7号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

大分市保管放置自動車引取通知書

住所  
氏名 殿

大分市長 

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第19条の規定により保管している次の放置自動車を引き取るよう通知します。

放置されていた場所		
放置自動車の形態等	自動車登録番号 又は車両番号	
	メーカー名	
	自動車名	
	その他 (種別、塗色、機能の損傷の程度等)	
引取手続の期限	年 月 日	
引取方法等		
引取手続の場所及び連絡先		

[様式第8号\(第13条関係\)](#)

様式第8号(第13条関係)

大分市保管放置自動車引渡請求書

年 月 日

大分市長 殿

住 所  
氏 名 (印)  
(記名押印又は署名)  
電話番号

次の放置自動車の引渡しを請求します。

放 置 し た 場 所		
放置自動車の形態等	自動車登録番号 又は車両番号	
	メーカ一名	
	自 動 車 名	
	そ の 他 (種別、塗色、機 能の損傷の程度 等)	
放 置 し た 年 月 日	年 月 日	
放 置 し た 理 由		

[様式第9号\(第13条関係\)](#)

様式第9号(第13条関係)

大分市保管放置自動車引換証兼受領書

放置自動車の形態等	自動車登録番号 又は車両番号	
	メーカー名	
	自動車名	
	その他 (種別、塗色、機能の損傷の程度等)	
引 取 年 月 日	年 月 日	
引 取 場 所		
<p>上記の放置自動車を受領いたしました。</p> <p>年 月 日</p> <p>大分市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (印) (記名押印又は署名) 電話番号</p>		

[様式第10号\(第14条関係\)](#)

様式第 10 号(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

大分市長



大分市放置自動車移動等費用請求書

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 20 条の規定に基づき、  
次のとおり放置自動車の(移動・保管・処分等)に要した費用を請求します。

つきましては、期限までに必ず納入してください。

請 求 金 額	円			
請 求 内 訳				
納 入 期 限	年 月 日			
放 置 場 所				
放置自動車の形態等	メーカー名及び自動車名	種 別	塗 色	自動車登録番号若しくは 車両番号又は車台番号
放置自動車の引渡し 又は処分等の年月日	年 月 日			
連 絡 先	大分市 部 課 電話番号			

[様式第11号\(第15条関係\)](#)

様式第 11 号(第 15 条関係)

大分市公共の場所外放置自動車処分等依頼書

年 月 日

大分市長 殿

住 所  
氏 名 (印)  
(記名押印又は署名)  
電話番号

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 21 条の規定に基づき、私の所有(占有・管理)地に存する放置自動車の処分等を依頼します。

処分等の依頼場所 (放置されている場所)		
土地所有者の氏名 (依頼者と同一の場合は、記入不要です。)		
放置自動車の形態等	自動車登録番号 又は車両番号	
	メーカー名	
	自動車名	
	その他 (種別、塗色、機能の損傷の程度等)	
この依頼に基づく処分等のために、放置自動車が存在する土地に立ち入ることについて、承諾します。		

[様式第12号\(第20条関係\)](#)

様式第 12 号(第 20 条関係)

大分市放置自動車処理記録台帳

担 当 部 課	部 課		受付番号	
通 報 又 は 依 頼 年 月 日	年 月 日		住 所	
通 報 内 容	通 報 者		氏 名	
			電 話 番 号	
調 査 年 月 日	年 月 日		調 査 担 当 者	
放 置 場 所	所 在 地			
	土 地 所 有 者 等			
区 分	市道( )公園( )市管理施設( )			
	国等管理地( )公共団体管理地( )その他( )			
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メ ー カ ー 名		自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
	自 動 車 名		車 台 番 号	
	種 別		自 動 車 検 査 証 の 有 効 期 限	
	塗 色		そ の 他	
警 告 書	は り 付 け た 年 月 日	年 月 日		
照 会	照 会 年 月 日	年 月 日	回 答 年 月 日	年 月 日
	照 会 先	陸 運 支 局 ・ 軽 自 動 車 検 査 協 会 ・ 警 察 署 ・ そ の 他 ( )		
	回 答 内 容 等			
所 有 者 等 が 判 明 し た 場 合 の 処 理	所 有 者 等	住 所		
		氏 名 電 話 番 号		
	処 理 状 況	自 主 撤 去 ( 年 月 日 ) 勅 告 ( 年 月 日 )		
		命 令 ( 年 月 日 ) 弁 明 通 知 ( 年 月 日 ) 期 限 ( 年 月 日 )		
所 有 者 等 が 判 明 で き な い 場 合 の 処 理	判 定 基 準 審 査 年 月 日	年 月 日	廃 物 告 示 年 月 日	年 月 日
	廃 物 認 定 年 月 日	年 月 日	処 分 等 の 年 月 日	年 月 日
	放 置 自 動 車 廃 物 判 定 委 員 会 等	年 月 日 <input type="checkbox"/> 判 定 基 準 該 当 報 告 <input type="checkbox"/> 廃 物 相 当 判 定 <input type="checkbox"/> 廃 物 不 相 当 判 定		
	廃 物 認 定 外 放 置 自 動 車 と し て の 告 示 日	年 月 日 ( 処 分 等 可 能 日 年 月 日 )		
費 用 の 請 求				
備 考				